

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日又は
当分の日は、その翌日)

目次

◇告示 公衆浴場入浴料金の統制額の指定

土地改良区の設立の認可

土地改良事業計画の適否の決定(二件)

土地区画整理組合の役員の名及び住所の届出

昭和三十九年四月鳥取県告示第二百一号の一部改正

◇教委告示 教育委員会の招集

◇正誤 昭和四十八年六月二十九日付鳥取県公報第四千四百五十三号中訂正

告示

鳥取県告示第四百九十四号

公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令(昭和三十二年厚生省令第三十八号)第二条の規定に基づき、公衆浴場入浴料金の統制額を次のように指定し、昭和四十八年七月二十三日から施行する。

昭和四十六年七月鳥取県告示第五百九十八号(公衆浴場入浴料金の統制額の指定について)は、昭和四十八年七月二十二日限り廃止する。

昭和四十八年七月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

区分	大人	中人	小人	婦人洗髪
	(十二歳以上の者)	(六歳以上十二歳未満の者)	(六歳未満の者)	
統制額	四十八円	二十五円	十五円	十円

鳥取県告示第四百九十五号

西伯郡中山町羽田井一九八番地徳永茂男ほか三十六人の者から設立認可申請のあつた中山町土地改良区については、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十条第一項の規定に基づき、昭和四十八年七月十三日設立の認可をし、同法同条第二項の規定により成立したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十八年七月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第四百九十六号

昭和四十八年六月十八日付で大原土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする土地改良(大原地区は場整備)事業については、審査の結果その計画を適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第七項において準用する同法第八条第六項の規定により、次

のとおり告示する。

昭和四十八年七月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び定款の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十八年七月二十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市大原六〇七合併番地

大原土地改良区事務所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四百九十七号

昭和四十八年六月十九日付で天神野土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする土地改良（藤井谷地区農業用排水）事業については、審査の結果その計画を適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第七項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年七月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び定款の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十八年七月二十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市上古川五二番地の一

天神野土地改良区事務所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四百九十八号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二十九条第一項の規定に基づき、米子市御所原土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出があつたので、同法同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年七月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

内 藤	良	米子市福市七〇一
伊 塚	勇 造	五二九
伊 塚	睦	七二二
杉 村	晴 正	一二五七
内 藤	武 一郎	六八五
堀 尾	清 二	四八六

末 次 晃 八幡三六五ノ一
藤 谷 美 弥 子 〃 米原一

鳥取県告示第四百九十九号

昭和三十九年四月鳥取県告示第二百一号(解の指定について)の一部を次のように改正する。

昭和四十八年七月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

「鳥取県立身体障害者更生指導所」を「鳥取県立第一更正指導所」に改める。

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十三号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和四十八年七月二十日

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 顕

- 一 日時 昭和四十八年七月二十四日 午前十一時十五分
- 二 場所 鳥取市東町 鳥取県教育委員会委員室
- 三 議題 (1) 市町村教育委員会教育長の承認について

(2) その他

正 誤

昭和四十八年六月鳥取県告示第四百三十七号(解除予定の保安林について)中次の箇所誤りがあつたので、訂正する。

頁 段 行 誤

六 上 十 六二〇(次の図に示す部

分に限る。)

正

六二〇(以上四筆について、次の図に示す部分に限る。)